

平成17年12月 日

(社名)

(代表者氏名)

経済産業省製造産業局

化学物質管理課化学物質安全室長 辻 信一

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの試験研究用以外の用途への製造等について（照会）

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（CAS No. 3846-71-7）については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）に基づき、既に自然的作用による化学的变化を生じにくいもの（難分解性）であり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの（高蓄積性）であることが判明しており、平成16年9月22日に第一種監視化学物質に指定されているところです。

平成17年11月18日に開催されました、平成17年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第49回審査部会及び第50回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合（以下「三省合同審議会」という。）において、当該物質に関し、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれ（長期毒性）がある」可能性が示されました。

厚生労働省、経済産業省及び環境省としては、三省合同審議会における当該物質の長期毒性にかかる審議を踏まえ、当該物質による環境汚染の進行を防止する観点から、当該物質の長期毒性について結論が示されるまでの間は、当該物質の試験研究用（注）以外の用途への製造、輸入及び使用（以下「製造等」という。）が行われるべきではないと考えています。さらに、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれ（長期毒性）がある」との結論が審議会において示された場合には、試験研究用以外の用途への当該物質の製造等を行う事業者に対しては、化審法第29条第1項に基づく勧告を行い、その旨を公表することが必要であると考えています。

つきましては、試験研究用以外の用途への製造等が今後行われるか否か等を把握する必要がありますので、別添1の報告書に記入のうえ、平成17年12月28日までに下記宛先までご提出くださいますようお願いいたします。

平成１７年１２月２８日までに別添１の報告書の提出がない場合には、貴社が試験研究用以外の用途への製造等を今後も続けることを予定しているとみなします。

併せて、過去３年間のうちに、貴社が当該物質を他の事業者に出荷・販売又は他の事業者から購入した実績がある場合には、出荷・販売先又は購入先の事業者（ディーラーを含む。）につきましても、別添２の報告書に記入し、平成１７年１２月１６日までに下記宛先までご提出くださるとともに、これら出荷・販売先に対し、当該物質の長期毒性のおそれ等について情報提供を行っていただけますよう、ご協力お願いいたします。

（注）試験研究用とは研究所、大学、学校などにおける試験、検査、研究、実験、研究開発等の用にその全量を供するために化学物質を製造し、又は輸入することを意味する。また試験研究の成果の実用化のためのいわゆる「テスト・プラント」によるテストについても、そのプラントで製造される化学物質が当該物質を製造する者又は当該新規化学物質を譲受する者の試験、実験、研究、開発、検査等のために当該新規化学物質を製造する限りにおいては、「試験研究用」に入りうると考えられる（逐条解説 化審法（平成１６年３月 経済産業省・厚生労働省・環境省）より）。

記

１．別添１及び別添２の提出先及び問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

担当：水野、岩崎

〒１００－８９０１ 千代田区霞が関１－３－１

TEL ０３－３５０１－０６０５（直通）

FAX ０３－３５０１－２０８４

２．当該物質の有害性情報に関する問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当：江原、田中

〒１００－８９１６ 千代田区霞が関１－２－２

TEL ０３－３５９５－２２９８

FAX ０３－３５９３－８９１３

3. 当該物質による環境の汚染の防止に関する問い合わせ先

環境省環境保健部企画課化学物質審査室

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

担当：大井、永森

TEL 03-5521-8253

FAX 03-3581-3370